

令和7年度（2025年度）食のみやこ熊本大商談会開催等業務に係る 業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

令和7年度（2025年度）食のみやこ熊本大商談会開催等業務委託

2 業務の内容

別紙「令和7年度（2025年度）食のみやこ熊本大商談会開催等業務委託仕様書」のとおり

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）1月30日（金）まで

4 予算上限額

（1）委託上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※この金額は、提案に当たっての上限となる金額であり、契約額は別途設定する
予定価格の範囲内で決定する。

（2）対象経費

業務の実施に必要な人件費、諸謝金、旅費、役務費、需用費、使用料、一般需用費等。なお、備品類の購入経費は対象外とする。

5 委託先の選定・契約方法

（1）選定方法

プロポーザル方式とする。委託先の選定に当たっては、応募書類の審査を行い、適当と認められる応募者を予算の範囲内で採択する。

（2）契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とし、熊本県会計規則第95条第1項第1号の規定により単独見積とする。

また、委託契約の締結に際し、熊本県会計規則第77条の規定により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第78条各号に該当する場合は、この限りでない。

（3）契約に当たっての留意事項

熊本県と受託者との委託契約については、事前に仕様書で双方の意思確認を行う。

また、契約締結に当たっては、採用された企画提案の内容・規模等について、双方で協議のうえ、変更する場合がある。

6 参加資格

対象となる事業者の要件は次の各号を全て満たす者とする。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しないものであること。

（2）熊本県内に本店又は支店を有すること。

- (3) 参加表明書の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に、熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))。
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）。ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者。
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者。

7 応募方法等

(1) プロポーザルへの参加表明書等の提出

① 提出書類

ア 参加表明書（第1号様式）

イ 添付書類

(a) 会社概要（第3号様式）

(b) 誓約書（第4号様式） ※代表者印が必須

(c) 事業者の取組に関する申出書（第6号様式）

(d) 貸借対照表及び損益計算書（直近1事業年度分）

(e) 定款の写し

(f) 法人の履歴事項全部証明書（発行後3月以内、写し可）

(g) 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書（発行後3月以内、写し可）

(h) 熊本県税に未納がないことの証明（発行後3月以内、写し可）

※ 令和8年（2026年）3月31日までの熊本県の競争入札参加資格を有する応募者については、上記イの提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

※ 持参又は郵送で提出すること。

② 問合せ及び提出先

熊本県商工労働部販路拡大ビジネス課 川原

住 所：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電 話：096-333-2395 FAX：096-385-8555

Mail：kawahara-m@pref.kumamoto.lg.jp

③ 提出部数

1 部

④ 提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 11 日（金）午後 5 時必着

⑤ 参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む）については、参加表明書に記載のメールアドレス宛に電子メールにて後日通知する。

なお、参加資格を認めた者であっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになった場合は、当該参加資格を取り消すものとする。

（2）質問書の提出について

① 提出書類

質問書（第 2 号様式）

※ 電子メールで提出すること。

② 提出先

上記 7（1）②に同じ。

③ 提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 11（金）午後 5 時必着

④ 質問に対する回答

質問書の内容及び回答は、プロポーザル参加表明者全員に電子メールで送信する。その際、質問者名は公表しないものとする。

（3）企画提案書の提出について

① 提出書類

企画提案書（第 5 号様式）

※ 用紙は原則として A 4 サイズとすること。

※ 持参又は郵送で提出すること。

② 提出先

上記 7（1）の②に同じ。

③ 提出部数

正本 1 部とそのコピー 5 部（計 6 部）

④ 提出期限

令和 7 年（2025 年）7 月 17 日（木）午後 5 時必着

⑤ 企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

※ 提案業務の一部を再委託で予定している場合は、実施体制に再委託先（予定で可）を明記し、再委託する業務を明確に記載すること

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

(4) プレゼンテーション日及び場所

実施日：令和7年（2025年）7月22日（火）

場 所：熊本県庁 行政棟本館8階 商工労働部会議室

※1社25分程度（入れ替わりを含む）

※時間等は後日個別に連絡

8 審査

(1) 審査方法

応募書類及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について4人の審査員による審査を行う。審査員一人当たりの持ち点を100点とし、最高合計点を400点（100点×4人）とする。なお、合計点200点以上を合格とし、合計点の最も上位の応募者を受託者候補として選定する。

また、合計点数が同一の場合は、実現可能性の評点が高かったものを上位とする。

評価の視点			配点
1	実施体制 業務遂行能力 (25点)	販路開拓に関する知識やノウハウを有し、本業務を安定して確実に遂行するために必要な人員体制等を有しているか	15
		過去に類似業務を受託した実績の有無や、その内容・成果	10
2	提案内容 (50点)	企画は本事業の趣旨に沿って立てられているか	10
		商談会及び現地視察を適切に運営・開催できる提案内容となっているか	10
		県内事業者の成約につながるバイヤーを確保できるか	10
		バイヤーと県内事業者のマッチング方法や成約状況の確認方法は適切か	10
		フォローアップ体制や内容は、継続的に成約に繋がるものとなっているか	10
3	計画性 (10点)	期間内の実現が可能なプラン、スケジュールになっているか	10
4	経費の妥当性 (10点)	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費が適切に見積もられているか	10
5	県が推進する事業 (5点)	働く環境の整備	5
		多様な人材の活躍	
		環境配慮	
		その他持続可能な社会の実現	
合計			100

(2) 審査結果の通知

受託候補者には、選定決定通知を書面にて行う。

また、受託候補者以外のプロポーザル参加者に対しては、非選定結果通知を書面にて行う。

9 委託契約の締結

県は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予算の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合は、次点者と契約の締結について協議する。

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等又は企画提案書を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ② 参加表明書等及び企画提案書の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明書等及び企画提案書は、参加者に返却しないものとする。
- ④ 提出された参加表明書等及び企画提案書は、参加者に無断で使用しないものとする。
- ⑤ 参加表明書等及び企画提案書に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は、当該参加表明書等及び企画提案書を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留又は契約解除等の措置を取ることができるものとする。
- ⑥ 参加表明手続を行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することとなった場合は、参加辞退届（第7号様式）を提出すること。

(3) 受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が6に規定する参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことができるものとする。

11 スケジュール

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 公告（県ホームページ） | 令和7年7月 4日（金） |
| (2) 参加表明提出期限 | 7月11日（金） |
| (3) 企画提案書提出期限 | 7月17日（木） |
| (4) プレゼンテーション | 7月22日（火） |
| (5) 契約内容協議・契約締結 | 速やかに実施 |
| (6) 商談会開催 | 9月27日（土）または28日（日） |
| (7) 現地視察（事業者訪問） | 商談会の前後 |
| (8) 成約状況の確認 | 商談会終了後～ |
| (9) 委託終了 | 令和8年1月30日（金） |